

第20回入善町農業委員会議事録

平成31年3月1日午前10時00分から第20回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子
13番 米田 喜代美	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博
18番 長原 均			

欠席委員 1名

14番 山崎 林太郎

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	小堀 勇
入善町農業委員会	係長	島尻 淳子
入善町農業委員会	主事	道下 玲也
入善町農業委員会	主事	浦田 佳明

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第70号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第71号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第72号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第73号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について
日程第7	議案第74号 平成31年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定について

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。昨日、うるおい館にて認定農業者との意見交換会が行われました。皆様、出席をしていただき、ありがとうございました。その中で、やはり集約化は難しいのだと改めて実感いたしました。効率化を図る上で、集約化は切っても切れない問題だと思いますので、各地区の営農指導員をはじめ、農業公社や私たち農業委員が間に入り、集約化を進めていけるよう動いていければと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第20回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。6番塚田委員と7番城崎委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第70号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第70号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請があります。

申請番号1番と2番は譲受人が同一であるため、合わせて報告します。

申請番号1番、農地の所在地は入善町田中〇〇番、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は544㎡です。譲渡人は入善町田中〇〇番地の〇〇さんです。

申請番号2番、農地の所在地は入善町田中〇〇番、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は2,965㎡です。譲受人は入善町田中〇〇番地の〇〇さんです。

譲受人は入善町田中〇〇番地の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人の居住区である入善町田中〇〇番地の隣接地であり、所有権移転するために今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、申請農地は居住地の隣接地であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が34年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年120日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、19,274㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を

満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、米澤委員にいただいております。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米澤委員

事務局の説明のとおりであり、売買することで集積が進むため確認印を押しました。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第70号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第71号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第71号、農地法第5条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は、2件の申請です。

申請番号1番。申請地は入善町青島〇〇番〇〇外1筆の計2筆、台帳地目、現況地目はともに田で、合計面積は2,998㎡です。

譲渡人は入善町青島〇〇番地の〇〇さん外1名で、譲受人は魚津市江口〇〇番地〇〇の〇〇さんです。転用目的は「農機具販売店等敷地」で、契約内容は「所有権設定」です。

申請者の〇〇さんは、現在、入善町入膳西寺田にて農機具販売店及び修理工場を営業していますが、敷地の一部が国道8号線の拡幅工事により買収され、残地では営業ができないため申請地に移転し、引き続き、農機具販売店及び修理工場を営業する計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、面積2,998㎡と、店舗敷地面積、資材置場、駐車場等として利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規

模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「農機具販売店等敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のhによる、「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているもの)に従って行われるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。また、申請地は先ほども述べましたが、「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(農振法施工規則第4条の5第1項第27号の要件を満たす計画)」を策定し、平成31年1月28日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

申請番号2番。申請地は入善町上野〇〇番の計1筆、台帳地目、現況地目はともに畑で、面積は79㎡です。

譲渡人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は入善町上野〇〇番地の〇〇さんです。転用目的は「駐車場敷地」で、契約内容は「所有権設定」です。

申請者の〇〇さんは、自営業を営んでおり、住宅敷地の一部を会社の事務所及び作業所として使用しているため、自家用車を駐車するスペースに苦慮しており、現在、田への搬入路にまたがって駐車しているため、申請地を購入し新たに駐車場を設ける計画をたて、今回の申請となりました。

申請地は、面積79㎡と、自家用車3台分の駐車スペースとして利用するために必要な面積と認められます。

国の転用許可基準に示されている許可要件としては、申請地の農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、良好な営農条件を備えている農地・第1種農地であると判断します。

第1種農地の転用は原則不許可となっていますが、転用目的が「駐車場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題ないと考えます。

用地の選定にあたっては、申請地の他には周辺に当該目的を達成できそうな農地以外の土地や第2種農地、第3種農地は存在しないことから、農地の代替性についても申請地は適当であると思われま

す。申請地は、昭和47年2月27日に農業振興地域の用途区分の変更済みであり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

以上、2件です。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地を確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

米澤委員

受付番号1番は、国道8号線拡幅に伴う移転であり、他に適した土地も存在しませんでしたので、確認印を押しました。

中島委員

受付番号2番は、事務局の説明のとおりであり、現地確認も行いましたが問題はなかったため、確認印を押しました。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

受付番号1番ですが、3,000㎡未満ではありますが、面積が大きいため周りの農地に影響を及ぼす可能性があります。雨水排水計画書は作成し、周りに影響が及ぼさないように設計されているのでしょうか。

事務局

雨水排水計画書は作成済みです。また、農林振興センターとも協議済みであり、影響を及ぼさないことを確認済みです。

議長（鍋嶋 太郎）

その他何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第71号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第72号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第72号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成31年3月1日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、134件の申請となり、全て農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第73号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。平成31年3月1日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋会長。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。件数が多いので、別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区 11件、14筆、11,076㎡
上原地区 4件、11筆、17,911㎡
青木地区 3件、7筆、16,154㎡
飯野地区 13件、29筆、47,592㎡
小摺戸地区 4件、5筆、5,674㎡
新屋地区 8件、24筆、40,594㎡
桐山地区 9件、33筆、53,098㎡
横山地区 1件、1筆、132㎡

舟見地区 10件、14筆、15,867㎡
野中地区はありません。
以上、新規の合計は、63件、138筆、208,098㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 7件、22筆、55,538㎡
上原地区 4件、15筆、22,161㎡
青木地区 7件、8筆、11,992㎡
飯野地区 27件、62筆、103,017㎡
小摺戸地区 5件、6筆、9,213㎡
新屋地区 3件、21筆、25,845㎡
桐山地区 13件、34筆、73,611㎡
横山地区 1件、2筆、7,165㎡
舟見地区 2件、2筆、5,941㎡
野中地区 2件、3筆、8,689㎡

以上、再設定の合計は、71件、175筆、323,172㎡です。
新規、再設定合わせて、134件、313筆、531,270㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 72 号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第 73 号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 7、議案第 74 号、平成 31 年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 74 号、平成 31 年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定について、平成 31 年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料を別紙の額とすることについて、当委員会の決定を求めます。平成 31 年 3 月 1 日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

2 月 26 日にうるおい館にて入善町農作業標準料金策定会議及び農地標準賃借料算定会議を行いました。51 ページはその検討結果になります。

まず、農作業標準料金ですが、農作業 1 日あたりの賃金を変更しました。春・秋作業で 8,100 円から 10,300 円、その他の軽作業では、6,600 円から 7,500 円となっております。耕起、代かきは 10a あたり 13,000 円、耕起のみで 6,000 円、あら代、代かきで 7,800 円です。あぜぬりは 1m あたり 80 円、秋耕は深耕 10a あたり 7,500 円です。育苗は、うるち、もち共に一箱あたり成苗で 700 円、発芽苗で 510 円です。田植は 10a あたり 8,700 円、防除は 10a 1 回あたり 600 円、刈取は 10a あたり 21,300 円です。乾燥調製は、玄米 30kg 1 袋で 990 円、乾燥が 630 円で、調整が 360 円です。ケイサン散布は 10a あたり 1,000 円です。また、田植の摘要欄に「初期除草剤同時散布なし」、乾燥調製の摘要欄に「色彩選別なし」の文言を付け加えました。それぞれ消費税を含まない価格とし、整形田が基準となっております。

続いて農地標準賃借料ですが、平成 31 年度から 33 年度に適用する賃借料として、区分「上」が 13,000 円、「中」が 10,900 円、「下」が 8,800 円となりました。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

米山委員

育苗の成苗価格 700 円は低いと感じますが、どう思いますか。

事務局

策定会議でもその話が挙がりましたが、育苗センターの価格と比較すると妥当な価格ということで、承認を得ました。また、あくまで参考価格ということでもありますので、必要に応じて当事者間で価格を変動していただければと思います。

議長（鍋嶋 太郎）

現在、ケイサンというよりも土壌改良剤が一般的でありますので、ケイサン散布ではなく、土壌改良剤散布の表記に改訂してはいかがでしょうか。

事務局

ご指摘いただいた表記に改訂いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。それでは、他に意見がないようでしたら採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第74号、平成31年度入善町農作業標準料金及び入善町農地標準賃借料の決定について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

3月11日月曜日、午後1時30分からアイザック小杉ラポール文化ホールにて農業委員研修会が行われます。役場正面からマイクロバスが出ますので、ご利用の方は12時までに集合してください。また、ご都合により、やむを得ず欠席する場合は事務局までご連絡ください。

議長（鍋嶋太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第20回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、4月12日金曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午前11時30分）